

令和7年度クリーニング師試験実施要領

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月28日（土） 午前9時30分から

(2) 場所

秋田市新屋町字砂奴寄4番地の53 「秋田技術専門校」 ハードウェア室他

2 試験科目、試験時間及び配点

試験の区分		試験時間	配点
(1) 学科試験	①衛生法規に関する知識	60分	300点 (各100点)
	②公衆衛生に関する知識		
	③洗濯物の処理に関する知識		
(2) 技能試験	①繊維の鑑別	5分	40点
	②ワイシャツのアイロン仕上げ	12分	60点
合 計			400点

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項各号に規定する者

4 受験申込に必要な書類

- (1) 受験願書（所定のもの）

- (2) 履歴書（所定のもの）

- (3) 受験資格を有することを証する書類

中学校、高等学校、大学等いずれかの卒業証書の写し又は卒業証明書。

なお、卒業証書の写し又は卒業証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、つながりを確認可能な戸籍抄本一通を添付すること。

- (4) 写真（1枚）

縦4.5cm、横3.5cmの大きさで、出願前6か月以内に撮影した正面・無帽

・無背景のもの。窓口及び郵送による申請の場合は、裏面に氏名を記載した上で、履歴書に貼付すること。オンライン申請の場合は、7の(3)を参照すること。

5 受験手数料

(1) 金額

10,000円

(2) 納付方法

○窓口での出願の場合

受験願書提出の際、秋田県証紙又はキャッシュレス決済により納付すること。

○郵送での出願の場合

秋田県証紙により納付すること。

○オンライン申請による出願の場合

秋田県電子申請・届出サービス（以下、「電子申請サービス」という。）でのオンライン決済により納付すること（詳細は7の(3)に記載）。

なお、受験願書を受理した後は、提出書類及び手数料の返還は一切行わない。

6 受験願書用紙の交付

(1) 交付期間

土曜日、日曜日を除く、令和7年11月25日（火）から12月15日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。

(2) 交付場所

秋田県生活環境部生活衛生課又は同各地域振興局福祉環境部において交付する。また、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能である。

（トップページ＞部署別一覧＞生活環境部＞生活衛生課＞クリーニング（クリーニング所、クリーニング師など）に関すること＞令和7年度秋田県クリーニング師試験について）

7 受験願書の受付

(1) 受付期間及び時間

土曜日、日曜日を除く、令和7年12月1日（月）から12月15日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。なお、郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

居住地		受験願書提出先
秋田県内	秋田市以外	<u>居住地</u> を管轄する地域振興局福祉環境部
	秋田市	秋田地域振興局福祉環境部
秋田県外		最寄りの地域振興局福祉環境部

※ 各地域振興局福祉環境部の名称、住所、連絡先電話番号については、「13 試験についての問い合わせ先」に記載しているので、よく確認すること。

なお、秋田県生活環境部生活衛生課では受付しない。

(3) オンライン申請

(2)の規定にかかわらず、電子申請サービスによるオンライン申請でも受け付ける。この場合、受験手数料の納付は電子申請サービスでのオンライン決済となる。受付期間は(1)と同様とする（土曜日、日曜日を含む）。

4の(1)に規定する受験願書は、必要事項を入力し、電子申請サービスにアップ

ロードすること。

また、4の(2)から(4)までに規定する「履歴書」、「受験資格を有することを証する書類」、「写真」は、PDFファイル等の電子データを受験願書と併せてアップロードするか、受験願書提出先として選択した地域振興局福祉環境部に郵送等により提出すること。

8 試験当日の時間割

9:00～ 9:30	受付
9:30～ 9:40	日程及び注意事項等の説明
9:40～10:40	学科試験（衛生法規、公衆衛生、洗濯物の処理）
10:50～11:30	技能試験（10種類の繊維の鑑別、制限時間5分）
11:30～12:30	昼食・休憩
12:30～	試験注意事項等の説明
12:45頃～	技能試験（ワイシャツのアイロン仕上げ）

※ワイシャツのアイロン仕上げ試験が終了し次第、順次試験終了となる。

9 ワイシャツのアイロン仕上げ試験について

(1) 試験内容

- ・試験時間は一人あたり12分とする。
- ・湿った状態のワイシャツで試験を開始する。立体仕上げ、カフスは本カフス仕上げとし、背タックをとること。
- ・アイロン掛けが終了したらワイシャツをハンガーに通し、ハンガー掛けに掛けることとするが、この時間は制限時間12分には含まない。

(2) 採点項目

- ・仕上がり品について、襟、袖、カフス、肩、身頃脇、前身頃、後身頃の仕上がりを採点する。

(3) 使用するワイシャツ

- ・長袖、ポリエステル65%、綿35%のワイシャツを使用する。

(4) 使用するアイロン

- ・電気式、サーモスタット機能ありのアイロンを使用する。
(電蒸アイロン、生蒸アイロンではない)

(5) 以下の場合は失格(0点扱い)とする。

- ・ワイシャツを焦がした場合。
- ・ワイシャツを縮ませた場合。
- ・仕上がり品のワイシャツが未完成(※)であった場合。
(※) 未完成とは、ワイシャツにアイロンの掛け残し(湿ったままの部分)があった場合を意味する。
- ・アイロンの電源を切り忘れた場合。

(6) その他

- ・試験で使用するアイロン、ワイシャツ、ハンガー等は県事務局で準備する。
- ・例年「身頃脇」等のアイロンかけ残しのため、未完成扱いとなる受験者が多くみられるので、注意すること。

10 合格基準

総得点が240点以上で、かつ学科試験の各科目で3割以上、技能試験の各科目で5割以上をそれぞれ得点していること。

11 合格者の発表

合格者の受験番号を、令和8年3月13日（金）午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板及び県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲示する。また、受験者には書面で可否、科目別得点及び総得点を通知する。

12 注意事項

- (1) 受験される方は、午前9時30分まで試験会場に入室してください。
- (2) 会場への経路は、事前に十分確認してください。
- (3) 受験される方は、以下のものを忘れずに持参してください。
 - ☐ 受験票
 - ☐ 筆記用具（鉛筆（シャープペンシルも可）・消しゴム）
 - ☐ 上履き（会場内で使用するもの）
 - ☐ 下足を入れる袋（ビニール袋等）
 - ☐ 昼食 ※（7）参照なお、服装や靴は、技能試験にふさわしい動きやすいものを着用してください。
- (4) 受験願書を提出された方に対しては、後日受験票を郵送します。原則として受験票は再発行しませんので、紛失しないよう御留意ください。
- (5) 試験会場である秋田技術専門校内は禁煙となっています。また、試験会場内で昼食をとる場合は筆記試験会場内で会場を汚さないようにしてください。ゴミも各自お持ち帰りください。
- (6) 試験会場内の棚等にある物に触れないようにしてください。また、試験会場、試験会場脇のトイレ、入り口のホール以外の場所に立入らないでください。
- (7) 周辺には飲食店やコンビニがないため、昼食は持参することをお勧めします。休憩時間に一旦外出する場合は、午後の技能試験に遅れないようにしてください。
- (8) 車を利用する場合は、降雪状況により予定より多くの時間がかかる場合がありますので十分注意してください。
- (9) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等、通信機能を有する機器については、学科試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。
- (10) マスクの着用は個人の判断でお願いします。

13 試験についての問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
秋田県生活環境部 生活衛生課	010-8570	秋田市山王四丁目 1-1	018-860-1592
北秋田地域振興局 大館福祉環境部環境 指導課	018-5601	大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3953

北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部 環境指導課	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	※ (0186-62-1167)
山本地域振興局 福祉環境部環境指導 課	016-0815	能代市御指南町 1-10	0185-52-4331
秋田地域振興局 福祉環境部環境指導 課	018-1402	潟上市昭和乱橋字古開 172-1	018-855-5173
由利地域振興局 福祉環境部環境指導 課	015-0885	由利本荘市水林 408	0184-22-4121
仙北地域振興局 福祉環境部環境指導 課	014-0062	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-3694
平鹿地域振興局 福祉環境部環境指導 課	013-8503	横手市旭川一丁目 3-46	0182-45-6139
雄勝地域振興局 福祉環境部環境指導 課	012-0857	湯沢市千石町二丁目 1-10	※ (0183-73-6157)

※令和7年4月1日より、業務の見直しに伴い、一部の地域振興局福祉環境部環境指導課については、職員を集約しています。以下の地域振興局あてお問い合わせの場合は、集約先へご連絡をお願いします。

- 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課 → (集約先) 北秋田地域振興局
大館福祉環境部環境指導課
- 雄勝地域振興局福祉環境部環境指導課 → (集約先) 平鹿地域振興局
福祉環境部環境指導課